

資料 2 - 3

柏市における指定地域密着型サービス事業者等の他市指定に係る同意の基本方針（案）

1 柏市が他市指定する際の条件

次の（１）から（３）の全ての条件に合致する場合に限り、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所等に対し、他市指定を行います。

- (1) 他市指定を受けようとする事業所の定員等に余裕があり、受け入れが可能であること。
- (2) 指定を受けようとする事業所が所在する他市町村の同意があること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成２８年３月３１日時点で他市町村の介護予防通所介護事業所を利用していただ要支援の被保険者が、平成２８年４月１日以降に要介護の認定を受けた場合において、当該介護予防通所介護事業所と一体的に運営されている地域密着型通所介護事業所を継続して利用しようとする場合

イ 災害又は虐待の恐れ等のやむを得ない理由によって、一時的に住民票を移さずに市外に居住する必要があるかつ、被保険者の心身の状況から他市町村の地域密着型サービス事業所等を利用するやむを得ない理由が認められる場合

ウ その他被保険者の心身の状況及び事業所の状況等から、他市町村所在の地域密着型サービス事業所等を利用するやむを得ない理由が認められる場合

2 他市町村による他市指定に対し柏市が同意する際の条件

次の（１）及び（２）の条件に合致する場合に限り、他市町村が、柏市に所在する地域密着型サービス事業所等に対して他市指定を行うことに同意します。

- (1) 他市指定を受けようとする事業所の定員等に余裕があり、受け

入れが可能であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成28年3月31日時点で柏市所在の介護予防通所介護事業所を利用していただいた要支援の被保険者が、平成28年4月1日以降に要介護の認定を受けた場合において、当該介護予防通所介護事業所と一体的に運営されている地域密着型通所介護事業所を継続して利用しようとする場合

イ 災害又は虐待の恐れ等のやむを得ない理由によって、一時的に住民票を移さずに柏市内に居住する必要があるかつ、被保険者の心身の状況から柏市所在の地域密着型サービス事業所等を利用するやむを得ない理由が認められる場合

ウ その他被保険者の心身の状況及び事業所の状況等から、柏市所在の地域密着型サービス事業所等を利用するやむを得ない理由が認められる場合